

飛鳥幼稚園の今後について



奈良市子ども未来部
子ども政策課

平成31年2月20日

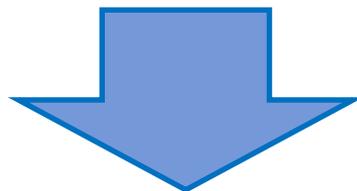
資料の内容

- ① 飛鳥幼稚園の今後の方針について
 - ② 今後の取組内容について
 - ③ 現在の方針についてのまとめ
- 別紙 認定こども園について

① 飛鳥幼稚園の今後の方針について

H30.12時点での飛鳥幼稚園の方針・取組

- 平成32年度末までは、現状のまま運営を継続します。
(少なくとも、平成31年4月に入園される園児が卒園するまでは、園運営を継続)
- その後の方針については、現在検討中であり、保護者にとっては園選びとして重要なため、できるだけ早急に方針を決定するため調整を進めます。
- 極楽坊保育園が隣接するという立地を活かして、認定こども園として統合することも一つの手法として検討します。

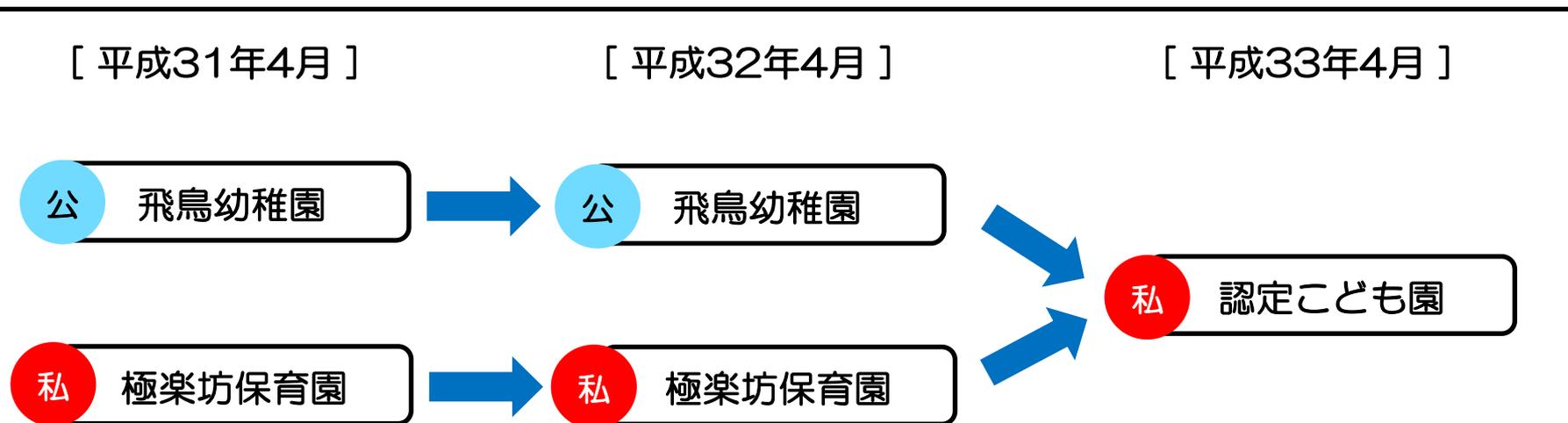


前回の意見交換会以降、庁内での協議・調整や極楽坊保育園とその運営する法人への調整等を進めてきました。

① 飛鳥幼稚園の今後の方針について

市としての方針は、以下のように考えています。

飛鳥幼稚園については、「平成33年4月から極楽坊保育園と統合し、認定こども園へ移行」を考えています。



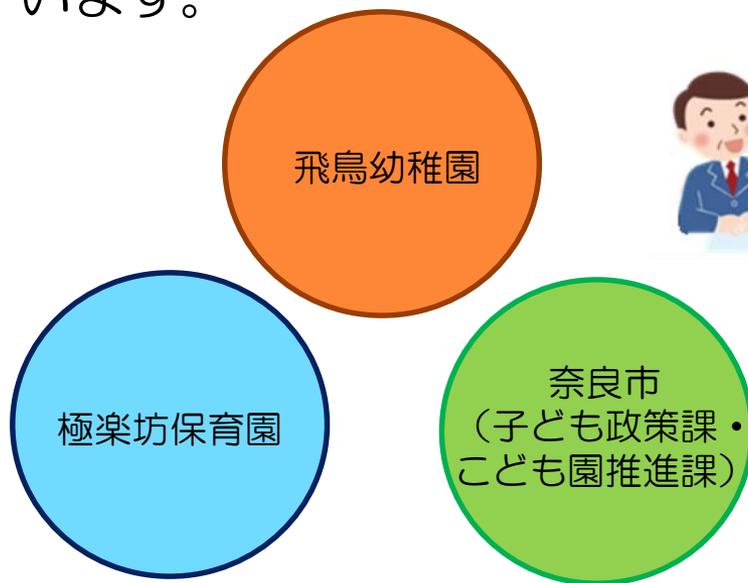
※飛鳥幼稚園の園児募集は、平成32年度も継続して行う予定としています。その場合は年少の1年間は飛鳥幼稚園児として、年長の1年間は移行した認定こども園の園児として生活をしていただくことになります。



② 今後の取組内容について

極楽坊保育園との統合に向けて

- 現在、飛鳥幼稚園と極楽坊保育園はすでに多くの交流をいただいています。今後は更に密に交流を行っていくことに加え、合同での保育の実施も考えています。
- 飛鳥幼稚園・極楽坊保育園・市で、合同での保育に向けた計画や内容について、会議の場を設け協議しながら進めていきたいと考えています。



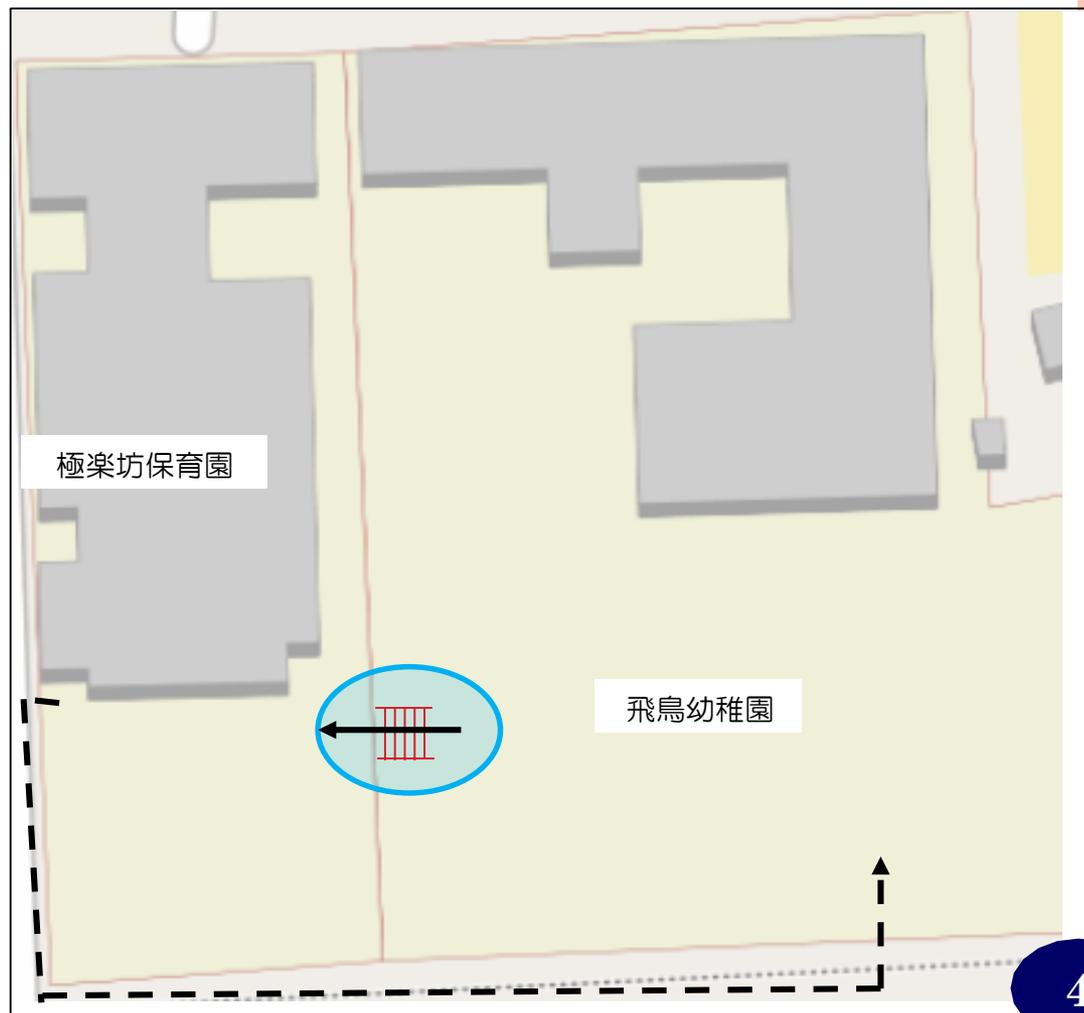
[主な協議内容 (例)]

- 両園の行事の把握・参加、合同での開催
- 飛鳥幼稚園の教育・保育内容の共有
極楽坊保育園の教育・保育内容の共有

② 今後の取組内容について

合同保育に向けた前段階の取組として

- 飛鳥幼稚園と極楽坊保育園との敷地境界のフェンスを一部撤去し、両園を行き来しやすくするための階段を整備しようと考えています。
- 今まで両園の交流の際の動線は右図の点線のように、一度お互いの敷地内を出なければ行き来できないため、安全面にも課題がありました。が、整備後はより安全に交流をしやすくなります。
- 詳しい整備内容については、予算の議決を経てから進めていくため、現段階では未定ですが、整備時期は、園児への影響が少ない夏休み頃を予定しています。



③ 現在の方針についてのまとめ

- 飛鳥幼稚園は、隣接する極楽坊保育園と統合し、平成33年4月から、「認定こども園」への移行を考えています。
- 園児募集は、「認定こども園」へ移行するまで途切れることなく行う予定であり、その場合は、過渡期にあたる平成32年4月入園の園児は1年間は飛鳥幼稚園児として、1年間は移行した認定こども園の園児として生活することになります。
- 平成31年度より、極楽坊保育園との交流をより密にし、加えて合同保育を実施するための取組みを行っていきたいと考えています。その第一段階として、両園の行き来をスムーズにするため、夏休み頃に両園敷地境界辺りに階段を設置したいと考えています。
- 正式な方針の決定は、今後の園選択に支障がないようにできるだけ早急に決定し、改めて保護者の皆様にお知らせいたします。



認定こども園について



奈良市子ども未来部
こども園推進課
子ども政策課

平成31年2月20日

「認定こども園」とは

幼稚園と保育園のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる就学前の子どもの施設です。子どもたちが保護者の就労状況等に関係なく教育・保育を一体的に提供します。



幼稚園

保育園

両機能を併せ持つ施設

「認定こども園」
(幼保連携型認定こども園)

教育・保育を
一体的に提供

地域における
子育て支援



年齢別提供サービス

保育を必要
としない

保育を必要
とする

3～5歳
就園児

教育・保育
延長利用
給食

0～2歳
就園児

教育・保育
延長利用
給食

未就園児

親子登園や子育て相談
担当職員を各園配置

こども園の基本的な1日のながれ (イメージ)

時間	[3号認定] 保育園的な利用の 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		[2号認定] 保育園的な利用	[1号認定] 幼稚園的な利用
	[開園]		
7:30	順次登園	順次登園	
9:00			登園
	保育	教育・保育 (共通利用)	
	昼食(給食)	昼食(給食)	
	午睡	教育・保育 (共通利用)	
14:00		(午睡)	降園
	保育	保育	延長利用
17:00	順次降園	順次降園	
18:30	[閉園]		

※時間は目安です。



【共通利用時間】

3～5歳児については、幼稚園的な利用や保育園的な利用に関係なく、年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。



認定こども園の1日 （3歳児～5歳児）



登園

長時間保育 7:30~9:00



保育室へ移動



共通利用時間

9:00~14:00



自由選択活動

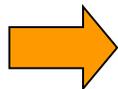


共通経験



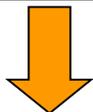
給食

1号認定



降園 14:00

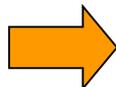
2号認定



長時間保育(預かり保育) 14:00~18:30



午睡や遊び



おやつ

降園



子ども本位の教育・保育の充実

これまでの幼稚園児・保育園児が、ごく当たり前と一緒に生活できる、入園から小学校就学までの一貫した教育・保育を担う一体型施設として、年齢に応じた適切な集団規模のなかで相互に支え合い育ち合える、子ども主体の教育・保育を実施します。



たくさんの友達と遊ぶのたのしい♪
次は何して遊ぼうか！！

保育サービスの拡大

給食・預かり保育など、これまでの幼稚園や
保育園のもつ機能がさらに充実することで、3歳
児からは保護者の就労状況等に関わり
なく施設を利用できるようになります。

安心して子どもを園に預けて働けるね。



子育て支援の推進

こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などを通して、地域の子育て支援の拠点として、安全・安心な子ども・子育て支援を行います。

小さな子どもをもつ親同士、
子育て情報が交換できて助かるわ。



認定こども園の保育料

- 施設形態が「市立幼稚園、保育園、こども園」のいずれであっても、お子様の年齢と父母の所得に応じた負担（従来の保育園保育料の算定方法）となります。
- また、所得の状況と合わせて、利用形態（長時間利用・短時間利用等）やサービスの利用量（延長利用等）などによって保育料が算定されることとなります。

「認定こども園」とは — まとめ —

👉 3歳児クラスからは就労状況等に関わらず利用が可能

1号認定・・・3歳児クラスから入園可能。入園後に就労等を始めた場合でも、認定区分を2号に変更することで継続して通園できます。

2号認定・・・入園後に就労等を辞めた場合でも、認定区分を1号に変更することで、継続して通園することが可能です。

👉 預かり保育の拡大、給食の実施（1号認定）

幼稚園的な利用(1号認定)の場合でも、延長利用が可能です。また、給食の提供も行います。

👉 子育て支援の充実

園に通っていないお子さんや保護者でも、未就園児親子登園や子育て相談等の利用が可能です。